

第1回取手市自転車活用推進会議

日時 令和3年5月28日（金）14時～

会場 取手市役所 議会棟大会議室

会議次第

開 会

1. あいさつ
2. 委嘱状交付
3. 委員自己紹介
4. 概要説明

（1）自転車活用推進計画の概要について

- ア) 計画策定の背景
- イ) 茨城県内の動向

（2）取手市自転車活用推進会議の役割等について

- ア) 推進会議設置要綱
- イ) 計画策定に向けた検討体制
- ウ) 推進会議の構成組織
- エ) 庁内推進会議

（3）取手市の自転車施策及び資源について

5. 議題

議案第1号 会長及び副会長の選出について

議案第2号 取手市自転車活用推進会議に係る会議録の公開の取扱い（案）
について

議案第3号 自転車活用推進に係る施策目標及び検討課題について

議案第4号 自転車市民アンケート調査の実施（案）について

6. その他

基調講演「国内における自転車施策の課題・取組事例について」

講師 自転車ツーキニスト 疋田 智先生

閉 会

取手市自転車活用推進会議 委員名簿

(敬称略)

No.	組織名	委員役職	委員氏名
1	筑波大学	教授	岡本 直久
2	自転車ツーキニスト		疋田 智
3	取手市バイロロジー運動推進協議会	会長	小嶋 吉浩
4	取手市小中学校PTA連絡協議会	会長	角田 知巳
5	取手市商工会	女性部長	成島 久美子
6	取手警察署	交通課長	土井 孝彦
7	取手市スポーツ協会サイクル部	部長	蛭原 茂夫
8	日本競輪選手会茨城支部	支部長	戸邊 裕将
9	茨城県自転車競技連盟	理事	北見 裕史
10	東日本旅客鉄道(株)	取手駅長	天満 裕一
11	関東鉄道(株)	施設課長	渡辺 敬史
12	取手市議会	議員	染谷 和博
13	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所守谷出張所	出張所長	作田 大
14	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所取手出張所	出張所長	作左部 敏幸
15	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所藤代出張所	調査課長	永井 一郎
16	茨城県スポーツ推進課	課長	海老原 二良
17	茨城県竜ヶ崎工事事務所	道路整備第二課長	吉岡 博之
18	茨城県自転車競技事務所	所長	角田 浩美
19	取手市	副市長	吉田 雅弘

第1回取手市自転車活用推進会議 出席者名簿

(敬称略)

No.	組織名	役職	氏名	備考
1	筑波大学	教授	岡本 直久	
2	自転車ツーキニスト		疋田 智	
3	取手市バイコロジー運動推進協議会	会長	小嶋 吉浩	
4	取手市小中学校PTA連絡協議会	会長	角田 知巳	
5	取手市商工会	女性部副部長	高嶋 ますみ	※代理出席
6	取手警察署	交通課長	土井 孝彦	
7	取手市スポーツ協会サイクル部	部長	蛭原 茂夫	
8	日本競輪選手会茨城支部	支部長	戸邊 裕将	
9	茨城県自転車競技連盟	理事	北見 裕史	
10	東日本旅客鉄道(株)	取手駅長	天満 裕一	
11	関東鉄道(株)	施設課長	渡辺 敬史	
12	取手市議会	議員	染谷 和博	
13	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所取手出張所	出張所長	作左部 敏幸	
14	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所藤代出張所	出張所長	川口 忠延	※代理出席
15	茨城県スポーツ推進課	課長	海老原 二良	
16	茨城県竜ヶ崎工事事務所	道路整備第二課長	吉岡 博之	
17	茨城県自転車競技事務所	運営課長	倉又 英幸	※代理出席
18	取手市	副市長	吉田 雅弘	

その他出席者(随行等)

1	茨城県スポーツ推進課	主事	中山 裕貴	
2	茨城県竜ヶ崎工事事務所		石和田 大輔	

取手市自転車活用推進会議・庁内推進会議 事務局

1	取手市まちづくり振興部	部長	野口 昇	
2	取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長	海老原 輝夫	
3	取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長補佐	数藤 弘人	
4	取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	廣瀬 唯	
5	取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	森田 博暉	

第1回取手市自転車活用推進会議 席次表

スクリーン

東日本旅客鉄道(株)
取手駅長 ○
天満 裕一 様

筑波大学
教授 ○
岡本 直久 様

関東鉄道(株)
施設課長 ○
渡辺 敬史 様

自転車ツーキニスト ○
疋田 智 様

取手市議会議員 ○
染谷 和博 様

取手市バイロロジー運動推進協議会
会長 ○
小嶋 吉浩 様

国土交通省関東地方整備局
利根川下流河川事務所取手出張所
出張所長 ○
作佐部 敏幸 様

取手市小中学校PTA連絡協議会
会長 ○
角田 知巳 様

国土交通省関東地方整備局
下館河川事務所藤代出張所
出張所長 ○
川口 忠延 様

取手市商工会
女性部副部長 ○
高嶋 ますみ 様

茨城県スポーツ推進課
課長 ○
海老原 二良 様

取手警察署
交通課長 ○
土井 孝彦 様

茨城県龍ヶ崎工事事務所
道路整備第二課長 ○
吉岡 博之 様

取手市スポーツ協会サイクル部
部長 ○
蛸原 茂夫 様

茨城県自転車競技事務所
運営課長 ○
倉又 英幸 様

日本競輪選手会茨城支部
支部長 ○
戸邊 裕将 様

茨城県自転車競技連盟
理事 ○
北見 裕史 様

○ ○ ○

まちづくり振興部長 取手市長 副市長
野口 昇 藤井 信吾 吉田 雅弘

事務局

○ ○ ○

5. 議題

議案第1号 会長及び副会長の選出について

取手市自転車活用推進会議設置要綱

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

議案第2号 取手市自転車活用推進会議に係る会議録の公開の取扱い（案）について

取手市自転車活用推進会議の会議及び会議録については、取手市自転車活用推進会議設置要綱第6条第6項及び「取手市審議会等の会議の公開・会議録の作成に関するガイドライン（令和3年4月1日施行）」に基づき、原則として公開する。

また、会議録の作成等については、下記のとおりのお取り扱いとする。

取手市自転車活用推進会議設置要綱

（会議）

第6条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

～省略～

6 推進会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

記

[会議録の作成方法について]

- (1) 会議録は、原則として要点筆記による作成とする。
- (2) 要点筆記であっても次の事項については必ず記載する。
 - ア 次の形式的な記載事項
 - ①会議の開催日及び開催時間
 - ②会議の開催場所
 - ③全委員の職及び氏名、その会議への出席・欠席の別
 - ④出席した職員の所属及び職氏名
 - ⑤会議の公開又は非公開の別
 - ⑥議事の内容
 - ⑦次回会議の開催予定
 - イ 会議の定足数等、会議の成立に関する事項
 - ウ 議事における重要な事項
 - エ 賛否の決定等、議事の結果に関する事項
- (3) 会議録における発言者の特定については、発言者が特定されることによって活発な議論の妨げとならないよう、発言者名は「会長」及び「委員」と表記する。
- (4) 会議を行った時は、速やかに事務局である産業振興課で会議録を作成し、会議録を確定する。
- (5) 会議録の確定に当たっては、会長及び副会長が会議録を確認する。

議案第3号 自転車活用推進に係る施策目標及び検討課題について

自転車活用推進計画における基本方針・施策目標比較

	国	茨城県	取手市（案）
基本方針	環境整備や健康増進等の14の方針 （別添資料参照）	誰もが安全・快適に自転車を活用することができる地域社会の実現	誰もが安全・快適に自転車を活用することができる地域社会の実現
施策目標 1	自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 【環境整備】	サイクルツーリズムの推進による地域の活性化 【観光振興】	自転車事故のない安全で安心な社会の実現 【安全安心】
施策目標 2	サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 【健康増進】	自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備 【環境整備】	サイクルツーリズムの推進による地域の活性化 【観光振興】
施策目標 3	サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 【観光振興】	自転車事故のない安全で安心な社会の実現 【安全安心】	自転車を活用した市民の健康増進 【健康増進】
施策目標 4	自転車事故のない安全で安心な社会の実現 【安全安心】	自転車を活用した県民の健康増進 【健康増進】	自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備 【環境整備】

※取手市の自転車活用推進に係る基本方針及び施策目標（案）は、茨城県に準じて設定

議案第4号 自転車市民アンケート調査の実施（案）について

《自転車市民アンケート調査概要》

(1) 調査の目的

取手市では、市民の健康増進や、環境負荷の低減を目的として、市民の自転車利用や自転車を活用した観光等を促進するため、「取手市自転車活用推進計画」の策定をするにあたり、市民の自転車利用の実態を把握し計画に反映できるよう、市民等を対象にアンケート調査を実施し、計画の基礎データとすることを目的とする。

(2) 調査の実施要領

1) 郵送によるアンケート調査の実施

- ア) 調査対象 15歳以上80歳未満の市民（基準日：令和3年4月2日）
- イ) 調査内容 基礎情報、利用状況、安全対策、交通ルール、施策の必要性
危険箇所、施設利用状況、イベント、自由記述等
- ウ) 調査方法 住民基本台帳から無作為抽出2,000人に郵送配布
- エ) 調査期間 令和3年6月中旬～7月中旬予定

2) 市内高校生アンケート調査の実施

- ア) 調査対象 市内公立高校（取手第一高校、藤代高校を予定）
- イ) 調査内容 基礎情報、利用状況、安全対策、交通ルール、施策の必要性
危険箇所、施設利用状況、イベント、自由記述等
- ウ) 調査方法 アンケート用紙直接配布・回収
- エ) 調査期間 令和3年6月中旬～7月中旬予定

(3) 調査用紙

別紙「取手市民の自転車利用に関するアンケートご協力のお願ひ」のとおり

6. その他

基調講演 演題 「国内における自転車施策の課題・取組事例について」
講師 自転車ツーキニスト 疋田 智 先生

【疋田 智 先生プロフィール】

1966年宮崎県生まれ。

東京大学文学部美学藝術学科卒。同大大学院工学系研究科都市工学科修了。

自宅から会社までの通勤に自転車を使う“自転車ツーキニスト”の草分けとして、自転車の乗り方、楽しみ方、ひいては自転車行政の形、理想的な都市交通のあり方などを論ずる。

TBSラジオ「ミラクル・サイクル・ライフ」パーソナリティ、NPO 法人自転車活用推進研究会理事、東京都市大学(環境情報学)非常勤講師、学習院大学生涯学習センター非常勤講師、東京サイクルデザイン専門学校非常勤講師。

自転車関連の著作に「電動アシスト自転車を使いつくす本」(東京書籍)「新自転車“道交法”BOOK」(樫出版社)「ものぐさ自転車の悦楽」(マガジンハウス)「自転車の安全鉄則」(朝日新書)「自転車ツーキニスト」(光文社知恵の森文庫)「自転車生活の愉しみ」(朝日文庫)など。



自転車協会 presents
**ミラクル・
サイクル・
ライフ**

自転車協会 presents
ミラクル・サイクル・ライフ

日曜日 18:30 - 19:00

通勤・通学・買い物・・・
普段の生活で自転車を受用している人も多いはず。
そんな、生活に欠かせない自転車だからこそ、もっと楽しく、
そしてもっと有効に活用しませんか？

いい自転車の見分け方、交通ルール、サドルの位置、正しい姿勢、ダイエット効果、などなど・・・

自転車を受用してやまない 石井正則と疋田智が“サイクリスト”の人はもちろん、「いつか乗りたい!」という“サイクリスト予備軍”まで、幅広い方々に自転車の楽しさをお伝えしていきます!

TBS ラジオ

『ミラクル・サイクル・ライフ』

FM90.5 + AM954

毎週日曜日

18時30分～18時59分放送

ラジオパーソナリティ

疋田 智・石井正則

※出典 TBS ラジオ HP <https://www.tbsradio.jp/cycle-r/>

取手市自転車活用推進会議設置要綱

令和3年4月23日

取手市告示第98号

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の規定に基づき、取手市自転車活用推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たっての検討及び推進計画の啓発に資するため、取手市自転車活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (2) 推進計画の啓発に関すること。
- (3) その他自転車活用の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自転車の活用に関し優れた識見を有する者
- (2) 地域住民のうちから市長が自転車活用の推進に相当と認めるもの
- (3) 自転車に関する団体又は事業者の関係者
- (4) 商工業及び観光業に関する団体又は事業者の関係者
- (5) 交通事業に関する事業者の関係者
- (6) 国土交通省職員
- (7) 茨城県職員
- (8) 茨城県取手警察署の職員
- (9) 市議会議員
- (10) 副市長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職にある者として委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 第3条第2項第2号から第9号までに掲げる者として委嘱された委員（会長又は副会長である場合を除く。）が、やむを得ない理由により会議に出席できない場合において、当該委員があらかじめ代理者を選任し、かつ、その旨を会長に届け出たときは、会長は、当該代理者を会議に出席させることができる。この場合において、当該出席した代理者の取扱いは、委員と同様とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 推進会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庁内推進会議)

第7条 推進会議の検討等に係る庁内の総合調整を図るため、取手市自転車活用庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

2 庁内推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長はまちづくり振興部長の職にある者を、副委員長は産業振興課長の職にある者を、委員は次の表に掲げる職にある者をもってそれぞれ充てる。

安全安心対策課長	市民協働課長	政策推進課長	健康づくり推進課長	環境対策課長	管理課長	道路建設課長	水とみどりの課長	都市計画課長	学務課長	スポーツ振興課長
----------	--------	--------	-----------	--------	------	--------	----------	--------	------	----------

4 庁内推進会議の会議（以下この項及び次項において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内推進会議に諮り別に定める。

(協議結果の報告)

第8条 推進会議は、協議が調った事項について、市長に当該協議の結果を報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その結果を尊重し、推進計画の策定その他市の施策への反映に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 推進会議及び庁内推進会議の庶務は、まちづくり振興部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。